障害者の高等教育へのアクセシビリティに関する一考察 - 視覚障害者を例として -

西 信高*

Nobutaka Nishi

A Study on the Accessibility of Higher Education to the Disabled Persons
- Considering the Case of the Visually Handicapped-

ABSTRACT

Recently higher education has been accessible to the disabled in Japan. Hiroshima University has a special support center named "accessibility Center" which aims to offer education of good and high quality to all students including the disabled. The view point of universal design in higher education is very important, however, it is necessary to show theories which forms common ground. The articles of the Constitution and the fundamental low of education are suggestive to consider the accessibility of higher education to the disabled. They refers the human rights in spite of charity.

【キーワード:障害者,大学教育,憲法,教育基本法,権利】

はじめに

2009年5月30、31の両日、山口大学において開かれた中国・四国地区大学教育研究会に参加する機会を得た。そのプログラムの中で「テーマ別セッション」があり、その一つとして「障害学生修学支援」の部会が設定されていた。広島大学のアクセシビリティセンターから2題、山口大学大学教育センターから1題の報告があり、それらに基づいて討議が行われた。1)

広島大学では、「すべての学生に同一で質の高い教育を提供することを基本方針とし、全学的な障害学生修学支援体制を設け、高等教育のユニバーサルデザイン化をすすめている」という。そして、「障害学生修学支援では、点訳やノートテイクなどの直接的支援とともに、障害理解の促進や意識啓発など間接的な支援『人の育成』が重要であること、その方向性のもとで「人にやさしい社会」をリードする人材「アクセシビリティリーダー(AL)」の育成をめざしているという。

障害学生を個別的に特別な存在としてみるのではなく、すべての学生について追求すべき大学教育の充実という目標に向けて、そのとりくみの一環として位置づけるという観点は、非常に示唆的である。 ただ、「直接的支援」「間接的な支援」ということばが使われているが、「間接」ということばはむしろ「基礎的」あるいは「基盤」というべきかと考えられる。そしてまた、「すべての学生に保障すべき同一で質の高い大学教育」とは、どのような教育であるのか。そのめざす方向についても今後明確にしていくことが求められよう。

山口大学の報告についていえば、「障害学生」を「障

がい学生」というように、「害」をさけて、ひらがなを あてていた。1999年以降、それまでの「精神薄弱」は公 文書から排除されて「知的障害」へと修正されている。 「知的障害」の他にも、障害あるいは障害者に関する呼 称は幾多の変遷を経てきている。それは当然為政者の 思いつきや強制によるというものではなく、障害にまつ わる人々の認識の変化を反映したものである。「障がい」 についても、最近よく使用されるようになっているが、 ただ時流に流されて無批判に使用することだけは避けた いと考えている。個人としてのそれなりの理由づけがな されていなければならない。「障害者」が話題になると きには往々にして「差別」の問題がつきまとうが、こと ばじりをとらえて差別であるかどうかを詮索することは 適切ではない。ここでは立ち入った検討は控えるが、「特 別支援」や「特別支援教育」は短時日のうちに急速に普 及したのであるが、関係者や国民の間で十分合意が形成 されたうえで使われるようになった用語とは言いがた い。「特別」というだけでは普遍的ではないということ は示すが、しかし「障害」はこの「特別」からは導き出さ れるものではない。「英才」も、その「特別」にちがい ないのである。なおいっそう吟味を要する余地が残され ている。

こうした、概念の未成熟性という点では、最近急速に 広がりをみせている「発達障害」についても指摘できよう。

2009年9月に島根大学で「発達障害のある学生への理解と支援」をテーマにしたフォーラムが開催された。筆者は参加できなかったが、その資料の一つをみると、ある大学の障害学生の数が示されている。

^{*} 島根大学教育学部心理·発達臨床講座

つまり、「発達障害(ASD)」は18名でそのうちの6名は「診断を受けている学生数」とされている。「診断を受けている」「いない」が何を意味するのか、詳細は確かめていないが、単純に受けとめれば、診断を受けていないのに「発達障害」とされている例があるということになる。実は、先の山口大学における研究会においても、診断に関してあいまいさを感じる発言もあったため、質問と意見を述べたという経緯がある。

最近では、障害程度を数値により診断するよりも、社会生活との関連で障害をみる方向へと変化しつつある。WHO²⁾でも、2001年に国際生活機能分類(ICF)を採用している。したがってある程度のあいまいさが残されることは全面的に否定されるべきではないが、しかし、だれが診断したのかは別として、とにかく障害者であるとされた本人や家族はいったいどうなるのか。その点に深く思いをはせるべきである。卒業後の就職や結婚等々、在学時に限定せずに将来を見通した場合、きわめて厳しい「慎重さ」が求められるのである。

同じくそのフォーラムの資料には、発達障害の症状であるコミュニケーション能力に焦点をあてた発表も行われている。この能力に障害があるとされるならば、その「発達障害者」が、実験室にこもって無生物に向きあう仕事に就くことが希望であればいざ知らず、教員をめざす教育学部学生であった場合には将来に影響しかねないのである。

強盗殺人罪にとわれた元大学生に対する判決公判が2009年7月にあり、東京地裁は無期懲役を言い渡した。この裁判では、検察側・弁護側双方が鑑定人を依頼した。それぞれの鑑定結果に基づき、弁護側は被告は発達障害であり犯行当時責任能力はなかったと主張し、検察側は責任能力はあったと主張したのである。場合によっては極刑もありえ、被告人の生死を左右しかねない裁判においてさえ、おそらくそれぞれの鑑定人は発達障害の権威と目される専門家であろうが、その結論は両極に分かれたのである。

それほどに発達障害についてはその診断においてあいまい性あるいは不確実性が残されているのであり、したがって軽々に「この人は発達障害だ」、などとは言えないのである。

しかしながら、最近では全国の大学で障害者を受け入れ、そして勉学条件を豊かに保障しようとするとりくみが積極的に展開されている。今後の進展を展望するうえでどのようなことが検討課題となるのか、そのことに関して本稿において若干の問題提起を試みたい。その際のキーワードとして、歴史性と共通性を挙げておきたい。すなわち、今日に至るまで、障害者と大学の関係においてどのような歴史があったのか、それを踏まえながら今後を考えるべきということ、そして、先の広島大学の提起にもあったようにすべての学生との共通性という観点を大事にしながら、それならばその共通性を貫くバックボーンとなる理論は何なのか、という問題である。

第1章 日本国憲法と教育基本法

第1節 「重度」知的障害者の例

2008年8月、島根県内のある障害者支援施設を訪問した。その施設は、支援を必要とする知的障害者に対して、「障害の状況に応じて適切な介護及び日常生活における自立と社会参加のための支援を提供することを目的と」する入所事業を行なっている。そして、あわせて、「家庭での療育や地域生活において極めて特異な不適応行動(激しい自傷、激しい他傷、著しい排泄障害、パニック、粗暴行動など)を頻回に生じ、日常生活に著しい困難性を示す方に特別支援を行なうことによって、行動障害の改善を図ることを目的とした支援」を行なう「強度行動障害特別支援」をも実施している。この強度行動障害特別支援は、定員は4名であり、施設要覧によると、以下のことをめざしている。

- ・発達段階や状況に応じ個別活動を基本とした支援を 行う。
- ・他者への意識や愛着の程度、また善悪の判断を知り ルールを守ることができるように、段階にあわせて 小集団活動を取り入れた支援に移行する。
- ・精神科医師や心理療法等、様々な分野から総合的な 支援を行なう。

筆者は、すでに20年以上にわたってこの施設との間で、時には相談に応じたりあるいはまた共同研究を行なったりしてきた³⁾。そのような経過の中で、最近では強度行動障害特別支援の対象として入所してきた利用者についてアドバイスを求められることも多くなっている。冒頭の訪問もその一環であった。

8月に出会った利用者は、30歳をすぎた男性であった。とにかく会ってみましょうとなったが、案内されたところは、彼専用の個室であった。8畳ほどの部屋であったが、その一角で、ちょうどロダンの彫刻の「考える人」のような姿で、ストールに腰掛けていた。衣類は着ておらず、素裸であった。そして、「こんにちは」と声をかけると、顔を上げたが、その表情は無表情であった。それよりも、顔は試合終了直後のボクサーのように全体的に膨れ上がったようで、一部は青いあざのようになっていた。どうして着物を着せるようにしないのですかと尋ねたが、返ってきた答えは、「もちろん着せようとするのですが、抵抗し、パニックの状態になります。身長もそれなりにあり30歳代ですから、パニックになると男性職員の場合でも危険を感じることがあります」ということであった。

しばらくその部屋で彼と接し、その後場所を移して、 今後の支援のすすめ方に関して協議した。職員と知恵を 絞りあい、現在の実態の解釈と今後の支援計画の大筋を 確認した。そして、施設を辞し帰宅の途についたのであ るが、その途中でハッと気がついた。その彼は、まだ就

学前のころ、障害幼児のための施設でしばらくの期間、 筆者が「嘱託指導員」の立場で関わっていたのであった。 協議に際して、彼に関する資料を見ていた。そして、当 然名前も目にしていた。しかしながら、その協議の途中 では幼児期の彼と現在の彼とは結びつかなかったのであ る。20数年を経た後の再会とはいえ、昔の面影はひとか けらもなかった。気づいたそのときの正直な気持ちは、 まさに、変わり果てた姿、であった。そして、こみ上 げてくるものを抑えることができなかった。「すまない、 申し訳ない、許してほしい」と、心の底から謝った。そ して、しばらく車の運転もままならなかった。

話しことば獲得以前の発達段階では、自傷行動の一つ として自らの顔面等を殴打し、時には出血してもなお続 けるといった例がみられる。そして、その段階を超え、 ことばを獲得すれば、おのずと消失する傾向にある。彼 は9年間養護学校に在籍し、そして卒業した。その9年 間、学校はいったい何をしてきたのか。ことばをしゃべ る段階にまで伸ばさずにおいて、なぜ卒業させたのか。 激しい憤りを禁じえない。学校卒業以降過ごしてきた福 祉施設もそれなりに責任を感じなければならないが、し かし、施設に比べて学校は圧倒的に人的・物的条件に恵 まれており、しかも可塑性・可能性に富む年少期を受け 持っているのである。だれも好んで着衣を嫌って素裸で いるのではない。顔面を打っているのではない。なぜ、 ことばを出すまでにしなかったのか。コミュニケーショ ンの手段が貧困なままで、今もこうして彼は苦しんでい るではないか・・・。そうした学校に長年教員を送り出 してきた者として、まさに断腸の思い、彼に対して心か らすまないと謝らざるを得なかったのである。

筆者は、福祉施設とはそれなりに連携を保ち、しばしば訪問する機会もあることから、このような例に出会うことは必ずしもめずらしくない。昔はこうした障害の重い人たちについては学校教育が保障されなかったため、施設ですごす成人障害者について学校関係者としては直接責任を感じることも、それほども痛烈ではなかった。しかしながら、義務制実施以降すでに30年が経過し、さらにまた、島根県で高等部に障害の重い子どもを受け入れるようになってからもすでに20年ほどの年月を重ねてきた今日、学校教育での宿題を施設が引き受けなければならないともいえる例が年を追うごとに増加している、というのが実感である。

第2節 特別支援の基盤としての日本国憲法と教育基本法

2009年から免許状の更新講習が実施となり、この夏には筆者もいくつか講義を担当した。そしてまた、特別支援教育関連の島根県主催の認定講習も担当した。そのなかで、上記の例を紹介し、とにかく学校教育でのがんばりを期待する旨、強調した。

ただしかし、強調したとはいっても、叱咤激励の精神的な面ではない。重視すべきはその理論的根拠を示すことであった。なぜ子どもの持つ可能性を最大限にまで伸ばすことせずに卒業させてもそれほどの挫折感をもたな

いのか。これが何に起因するのかを考えなければ事態は 改善されないであろう。そうした理論的根拠の一つに位 置づくのが、憲法や教育基本法さらに子どもの権利条約 に貫かれている理念であろう。

憲法第25条はこのように規定している。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を 営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社 会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければなら ない。

つまり、障害があろうとなかろうと、すべての国民は 服を着、ことばを話して会話を楽しみ等々「健康で文化 的な」生活を営むべきであり、それは権利なのだという ことである。当然彼もそのような権利を持っているので ある。

それは理想だ、第25条はプログラム規定だという意見 もあるが、しかし、だから努力しないというのではなく、 憲法前文にあるように

「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇 高な理想と目的を達成することを誓ふ。」 のであり、

第99条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他 の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。 のである。公立学校の占める割合が圧倒的多数である日 本の場合、教員はすなわち公務員であり、理想に向けて 努力を重ねなければならないのである。

そして、この「理想」と「教育」との関係は、旧教育 基本法前文において明確に述べられている。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文 化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献 しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本に おいて教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

それゆえにこそ、教員免許状取得のうえで特に必要と される単位のなかでも、その筆頭に日本国憲法が挙げら れているのである。

教育職員免許法施行規則の第66条の6

「免許法第5条 別表第1備考第4号に規定する文部科 学省令で定める科目の単位は、日本国憲法 2単位、体

	日本国憲法			旧教育基本法			現行教育基本法			子どもの権利条約		
	1	2	NA	1	2	NA	1	2	NA	1	2	NA
回答数	24	144	1	1	167	1	4	164	1	25	142	
%	14. 2	85. 2		0.6	98.8		2. 4	97. 0		14.8	84. 0	

表1 ある年度の結果(回答総数 169)

育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。」

参考までに、その上位法の教育職員免許法のなかの関連部分は以下のようになっている。

教育職員免許法 第5条に、「普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。(以下、略)」

「別表第1」 備考第4号

4 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状 又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免 許状の授与を受けようとする者については、特に必 要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を 大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関にお いて修得していることを要するものとする(別表第 2 の場合においても同様とする。)

このように、教育を考える上で極めて重要な意味をもち、また前提となる憲法や教育基本法なのである。それを自覚していた憲法公布当時の文部省は、『あたらしい憲法のはなし』を作成して全国の中学生に配布したのである。しかし、今日に至っては非常に軽視される状態に陥っている。

島根大学教育学部では2004年度からカリキュラムの変 更があり、特別支援教育関連科目を、原則すべての教育 学部1年生に履修させることとなった。すなわち「特別 支援教育基礎」である。この講義は特別支援教育研究室 教員が分担して、それぞれ教育学・心理学・生理学的視 点から特別支援教育を講ずる。筆者も担当者の一人であ るが、個人的な関心から受講生に対し毎年同様のアンケ ート調査を実施している。そして、質問項目の中に以下 のような項目も含めている。

- (1). 日本国憲法について,覚えているかどうかは問わず,とにかく一度でも全体を通読したことがあるがどうか。
 - 1. 一通り読んだことがある 2. まだ読んでいない
- (2). 日本国憲法で書かれている内容に関して、キーワードと思う単語を2つ挙げてください。
 - (3). 旧教育基本法について,覚えているかどうかは問

わず、とにかく一度でも全体を通読したことがあるかど うか。

- 1. 一通り読んだことがある 2. まだ読んでいない
- (4). 現行教育基本法について,覚えているかどうかは問わず,とにかく一度でも全体を通読したことがあるかどうか。
- 1. 一通り読んだことがある 2. まだ読んでいない (5). 「子ども (児童) の権利条約」について,一通り読んだことがあるかどうか。
 - 1. ある 2. ない

そして、直近の結果をみると、以下のようになっている。 この傾向は、ほぼ毎年同様である。

つまり、ほとんどの者が、読んでいない。換言すれば、小学校から高等学校までの学校教育の中で、教えられてきていないのである。「戦争放棄」「基本的人権の尊重」などは要約したことばとして教えられ、また記憶されているが、それが具体的にどのような文章で表現されているか、直接には接していない。1時間もあれば十分に通読できるにもかかわらず、である。日本国民としてどのような権利を持っているのか、将来どのような日本を創ろうとしているのか、胸に刻む機会が与えられていないということにもなる。

さきに、教員免許状の更新講習を担当したことに触れたが、そのときにもこの学生へのアンケートと同様の内容で質問を試みた。憲法については、ほぼ3割、他についてはほぼ4分の1が読んだことがある、という回答であった。教員においてこのような状態であるならば、学生に関する上記の数値は当然といえば当然ということになる。

そこで、憲法に関して、全文を受講者の間で順番に逐 条読ませている。少なくとも島根大学教育学部の学生は、 全員が読んでいることになる。

また、国連で合意され、子どもの権利についての認識において今日的な到達点ともいえる「子どもの権利条約」であるが、これに関しても流布の程度は極めて低い。 講義において、子どもの権利条約のいくつかの条項について、一定の解説を加えている。 第12条はその一つである。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自

己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、 児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応 に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

子どもにおいてさえ「意見表面権」が規定されているのであるから、大学の勉学条件等々学生研究室で話し合いながら「要求を出すように」と専攻学生に常々言っている。しかしながらこうした発想になじめないのかどうか、要求は出てこない。障害児の教育の歴史の中でいくつかの定式が醸成されてきているのであるが、そのうちの一つに「発達は要求にはじまる」というものがある。「必要は発明の母」に通ずる内容であるが、つまり、発明が実現する原動力あるいは契機は人間が必要性を感じることであることを意味している。ただ指示通りに動くのではなく、自らの主体性に立脚しながら飛躍を求めるのであるならば、当然要求はとめどなく湧出してくるであろう。

また、第13条についても、服装や身なり、アクセサリーに関連して説明を加えている。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

これらの条項は、学校教育においては「校則」とも深く関わるものである。やはり「認定講習」の場で、なぜ生徒のピアスはいけないのか、と尋ねたことがある。認定講習は現職教員が対象であるが、大多数は「校則にあるから」と回答した。しかし、子どもがこの「表現の自由」を楯にとってさらに認めることを要求してきた場合にはなんと答えるか。踏み込んで問うと、80人を超える受講者であったが積極的な発言はなかった。

さらに第15条についても触れるようにしている。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

最近の経済状況の中で学費の調達が困難となり中途退

学を余儀なくされる高校・大学生も少なくない。また OECDの調査⁴⁾ によれば (2008)、加盟国の教育予算の 国内総生産(GDP)に占める割合では、日本はさらに後 退して3.4%になっており、比較可能なデータをもつ加盟 国28か国中で最下位であったという。2009年総選挙後の 政権交代以降、新政府はそのような状況の改善をめざし ているとされるが、全国学生自治会総連合では従来から この問題に関して政府交渉の他、とりくみをすすめてき ている。そのような運動を推奨するか否かは別として、 小学校には児童会があり中学校・高等学校には生徒会が ある。しかし、島根大学教育学部には、それぞれの専攻 ごとの学生の組織は存在するとしても、全学部的な組織 がない。また、専攻によっては、日常的に代表の役割を 担う学生を選出していないところもみられる。このよう な学生生活を送った後に学校現場に出て、はたして児童 会や生徒会について充実した指導が望めるのかどうか。

第2章 障害者問題の歴史の認識と将来像の展望

第1節 学生の自治組織

以上、障害者の例からはじまって、その理論的根拠としての諸法規、そして教員養成のうえでの諸法規の意味づけについて述べてきた。しかしながら、さきに『あたらしい憲法のはなし⁵⁾』を例に出したが、憲法公布当時は政府により積極的に流布が図られた憲法であったが、時代とともに風化していった感がある。これはいったい何に起因するのか、その検討は別稿に譲るとして、いずれにせよ、何についてもかつてはどうであったのかと振り返り、そのうえで今日の状況を評価する、つまり歴史的検証は極めて重要な視点である。ただ現今の状況をみているだけでは、今後を展望するにしても発想は貧困なものとなる。

学生の自治組織に関しても、1970年前後のいわゆる大学紛争の際、学生の自治組織の大学運営への参画が検討された時期もあった。その後、大学紛争の収束に伴い、学生の大学運営への参画はいわば沙汰やみの傾向にあったが、2000年の「大学における学生生活の充実に関する調査研究会」の答申においては、以下のように前向きにとらえられている。

「学生中心の大学」への転換を図るという観点から、大学教育においては、大学で教育を受ける学生の希望や意見を、適切に大学の運営に反映させることが重要である。また、学生が積極的に大学運営に関わることを通じて主体的に大学生活を送ることは、学生の社会的な成長を促すことを期待できるものである。

学生の意見や希望を反映させる具体的な方法としては、(a)大学として学生からのアンケート調査を行ったり、学生の実態調査を行うことにより、その希望や意見を聴取する方法、(b)学生の代表と大学の運営責任者等との懇談会等を実施し、その希望や意見を聴取する方法、(c)学生の代表を大学の諸機関に参加させる方法などが考えられる。」

島根大学において、自転車の駐輪に関するマナーの悪さに対して、しばしば職員による「駐輪指導」が行なわれてきた。しかしながら、その指導期間の直後にはまたもとの状態に戻るといった傾向であった。そして、最近ではガードマンによる監視の方式も導入されている。しかし、関係者にもなんどか提言したのであるが、基本的に「当局が管理」の発想から脱却しなければならないのである。大学祭期間中における学生による自主的な交通ルールの制定と管理の体制はそのことを如実に示している。駐輪・駐車はもとより歩行者についても整然と管理されている。学生の多くはすでに選挙権をもつ大人であり、彼らの自治能力に依拠すれば、これほどの力を発揮するものであるという好例である。

障害者の大学での修学に関して、広島大学はさきの中国・四国地区大学教育研究会で「人の育成」を提起していたが、一部の育成にとどまらず、学生全体の自治組織の育成という視点を導入すべきであろう。

第2節 視覚障害者の大学進学

筆者が担当した特別支援教育関係の今夏の認定講習は50名程度の参加であったが、講義内容のなかに「養護学校義務制実施の前と後」「養護学校の高等部設置運動」等を含めた。すなわち、島根県において、1979年までは、知的や肢体不自由の特別支援学校に現在在籍している子どもたちのほとんど全部は行くべき学校がなく「在宅」のままにおかれていたこと、また、知的障害の特別支援学校では一般就労の見込めることが合格の条件となり、肢体不自由においては「選抜」と称して受験した同級生たちの中でたった一人だけ不合格にするというひどい仕打ちがまかり通っていたことなどである。

義務制実施からすでに30年、このような時代のことは、すでに歴史となっている。30年前に新採用であった教員もすでに退職の時期が迫ってきている。義務制実施の前後の時期を具体的に経験したという教員は、あと数年もすれば学校現場から姿を消すことになり、現在の状態が当たり前と映る世代のみで構成されることとなる。講義についての感想も聞く機会があったが、そのなかで、被爆体験や戦争体験ではないが、やはりいかにして障害児教育の歴史が切り拓かれてきたのかを語り継ぐことの大切さを感じた。

そこで、そうした歴史の一つとして、筆者自身が視覚障害者の大学進学についてとりくんだことを書きとどめておきたいと思う。大学4年のとき(1969年、昭和44年)、ちょうど先ほど触れた「大学紛争」のさなかであったが、夜も大学内で寝泊りしていた時期のことであった。夜中に文章をまとめたことが思い出される。そして、書いたものをもとに、学部長と個別交渉、実際には話を聞いてほしいというものではあったが、形式的には当時めずらしくなかった「交渉」という形をとっていた。

その内容は、視覚障害者の大学進学に関して、国・公立大学はより積極的に受験の機会を保障し、門戸を開放

すべき、というものであった。当時、点訳のクラブに属し、 盲学校にもしばしば出入りしていた。その出入りの際に は、いちいち依頼文書を大学から学校へ出してもらって、 などという面倒なことは一切なく、盲学校の知り合いの 先生のところに直接出向いていけばいいという形であっ た。先生方もみな親切で、視覚障害者やその教育に関心 を持っているということで、歓迎してくれた。また、生 徒たちとも一緒に遊び、話もした。最近言われる「交流」 のイメージではなく、同世代の友として、まさに人生を 語り合うという間柄になった例も少なくなかった。高等 部の生徒のなかには、中途失明その他の事情により遅れ て入学する例もあり、年齢が同じか上になる生徒もめず らしくはなかった。彼らのうちの二人とは、今もつきあ いを続けている。

そうした生徒たちのなかに大学進学を望む者もいたが、当時は受け入れる大学といえば私立大学にほぼ限定されており、学費の負担などを理由に進学を断念せざるを得ない例もあった。そうした状況をつぶさにみて、それで、自分の在学する大学でまず行動を起こそうとしたものである。学部長の回答は、今でも記憶に鮮明であるが、「君の言うことはよくわかります。確かにそうです。しかし、実現までには時間がかかりますね。」であった。「検討してみます」までには至らなかった。

以下は、そのとき、学部長にみせた文章の全文であるが、当時「青焼き」といわれた湿式コピーで残っている。 今読み返してみると、文章は洗練されておらず稚拙であるが、明らかな誤字を除いては原文を忠実に書き写した。 なお、添付されていた表は省略している。

盲人の大学進学についての資料 No.1

第1表は、京都府立盲学校(京盲)のみの進学状況を 表したものである。

京盲は、全国でも数少ない高等部普通科設置盲学校のうちの一校であり、しかも盲人に門戸を開放している主な大学は東京と京都に集中していること、点字クラブなどの盲人関係サークルを持っている大学は京都には割合多く(同志社、立命、京大、産大、華頂女子短大、仏教大、大谷大など・・・)、したがってその受験指導など、援助を受けやすいこと、京盲は日本最初の盲学校であり教授陣にも優秀な人材が多いといわれていること、などの理由で、大学受験をめざしてわざわざ地方から入学してくるものもあり、全国78の盲学校のうちでも大学進学に関してはすすんでいるといえる。その盲学校の進学状況が第1表である。

(なお、「特設教員養成所」というのは東京教育大の中に設置されていて、盲学校高等部理療科「アンマ、ハリ、キュウ」教員を養成するところである。受験者は、盲学校卒業者がほとんど全部を占めており、今問題にしようとしている一般大学の門戸開放とは直接関係がないので、以下省略することにする。さらに、ここにあげてあ

るすべての数が全盲者であるとは言えない。はっきりしたことはわからないが、しかし、点字しか読めない者のほうが多いことは確かである。)

合格者の数、即ち大学へ進学した者の数をみると、昭和22年から42年まで一般大学では26名合格したのみである。終戦直後からもはや戦後ではないといわれる今日まで、その数はほとんど変動がなく、毎年平均1名強にすぎない。(昭和43年度の進学状況は、全国の盲学校から22名受験し、11名が合格している。

「学校別」の欄があるが、そこでは以前は同志社を中心として盲人を受け入れる大学は限られていたが、ここ数年その数もふえてきたことを示している。しかし、国公立へすすむものは依然として皆無である。もちろん盲学校の教育そのものにも大きな問題はあるが、しかし、一般大学が冷淡であることも厳然たる事実である。大学進学の場合、一般の晴眼者なら能力や大学のカラーあるいは性格といったものを考慮して自分にあった自分の行きたい大学を選択できるのであるが、しかし、盲人の場合、その数が限られているのでは、とにかく受けつけてくれる大学を、という状況においこまれているというのが実情である(第Ⅲ表参照)。

第Ⅱ表の受け入れ大学を見ると、国·公立大学、外国大学を挙げてあるが、しかし、これは日本盲人福祉研究会の名簿からとったものである。日本盲人福祉研究会とは、大学を卒業したか、あるいは在学中の盲人で構成しているものであり、卒業後に失明した者も含んでいるから、ここにのっているすべての大学が受け入れたということではない。国・公立の場合、東京教育大学、京大を除いてはすべて、在学中あるいは卒業後に失明した者の出身大学を示しているにすぎない。このことは、第Ⅱ表の2でも同じである。

第Ⅲ表の、現在の在学状況をみてみよう。

京都大学の大学院に一人在学しているが、これは特別の事情によるものであり、一般の盲人の在学とはみなし難い。

専攻学部で一番多いのは、人文科学関係であり、つづいて社会科学、一番少ないのはやはり自然科学系の学部である。東京女子大学の1名は点字しか使えない人かどうか明らかでないが、立命館大学の「数学」とあるのは弱視であって普通の字(墨字)を読むことができる。しかし、京都産業大学の「数学」とあるのは、全盲であって点字しか読み書きできない。たった1名ではあるが、非常に重要な意味をもつものであろう。

京都の大学の場合の盲・弱視の別をもう少し詳しく述べると、大谷大学の1名は全盲、京都産業大学経済の2名は弱視、同志社大学英文(今年度さらに1名入学)は2名とも全盲、仏教大学は全盲、立命の哲学は全盲、龍谷は英文が全盲で、社会福祉は弱視となっている。この表からみると、43年4月現在では38名の盲学校出身者が大学に在学しているのみである。

これらの表を合わせ考えるとき、盲学校を卒業したも ののうちで進学するものは非常に少なく、しかも人文科 学専攻者が多い。盲人には三療 (アンマ、ハリ、キュウ) という安定した職業もあり、大学へ進学したいと希望す るものも必ずしも多いとは言えない。しかし、一方では、 是非大学へ進学したいと考えているものもいることは事 実であり、また、年々増加しつつある。けれども、いま までの進学の実績はあまりにも少ないと言えよう。この ことの原因は、どこにあるのであろうか。さきにも述べ たように、やはり普通学級に比べ、約2年の遅れあると いわれる盲学校の教育そのものの問題が一番大きいと考 えられる。けれども、大学進学ということに限定して考 えると、あまりにも受け入れ大学が少ないということ は、高等部生徒の進学意欲を消失させ、したがってまた、 受験者が少なくなり、さらにまた、この問題についての 大学の関心も薄くなるといった悪循環をひきおこしてい ると言える。大学と盲学校との教育は密接な関係をもち ながら互いを刺激し合うのである。このことは、点字毎 日4月16日号「受けたいところが受けさせてくれないで は、勉強してもという悪循環がありますね」という早稲 田大学在学中の落野君の発言によって端的に表されてい る。即ち、大学が視力障害者に対し、十分な受け入れ体 制をとっていないという事実もまた、盲学校生徒のより 高等な教育を受けたいという希望や願いをこばみ、盲人 の大学進学者がまったく少数であるという結果を導き出 す大きな要因であると言わざるを得ない。

以下、各種団体の調査などを参考にしながら、各大学の受験拒否の理由、盲人受験生に対する態度や考え方といったものの主なものを列挙し、検討していきたい。

その前に、この大学門戸の開放という問題が憲法に保障されている基本的人権にかかわる問題であり、われわれはこの人権を積極的に保障していく方向で検討することを確認しておくために、蛇足ではあるが、憲法、教育基本法、学校教育法などから関係のある部分を抜粋しておきたいと思う。

憲法 第26条 【教育を受ける権利、教育の義務、義務 教育の無償】

1 すべて国民は、法律(教育基本法第三条第二項)の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律(教育基本法第四条)の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文 化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献 しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本に おいて教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個

性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなけれ ばならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第3条(教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、 経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法 を講じなければならない。

学校教育法(当時のもの - 西)

第5章 大学

- 第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授ける とともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳 的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
- ○2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② (略)

さて、盲人の大学進学について、大学がどのような対処のしかたを行なっているか、ごく大ざっぱに数字をあげてみたい。(これは、昭和43年7月から8月にかけて、関西学生盲福祉推進連盟 一同志社、関学、近大、立命、京大で構成 が行なった全国一般大学248校に対するアンケート調査の結果である 6 。)。)

A 過去に盲学生の受験があったか。 28校があったと答えている。そしてその受験を認めたか どうかについて、

認めた	22	校
認めなかった	6	校

B 過去に盲学生の受験がなかったか。

99校がなかったと答えている。今後、もし申し込みがあればどのようにとりあつかうかについて、

イ	説得して、受けさせない	45		
口	条件つきで受けさせる			
	見解なし			
	見解を入試委員会で決定する			
ハ	見解を教授会で決定する			
	経験がないから、検討していない			
	検討中			

(全国248校 回答数148校 回答率60%)

「説得して受けさせない」が、45校もある。

どのようなことを言って説得するのか、その他、受験を認めない理由を他の団体の調査等を参考にしながら、いくつかあげてみると、次のようにまとめられるであろう。

- 1. 入試に問題がある。
 - ・点字のできる人が大学にいないため、試験問題を点 訳したり墨訳したりできない。
 - ・数学の図形、国語の漢字、漢文(点字は表音記号である) その他、試験問題そのものに盲人にとって不適当なものがある。
- 2. 勉学上さまざまな支障が予想される。
 - ・講義のとき、黒板の字が読めない。教官の話を筆記 するのに、点字では音が出るし、スピードも普通字 にはかなわない。
 - ・点字の教科書その他、盲人用の教材が早急には用意 できない。
 - ・一般に、点訳された本は不足しているから、講義以 外の自主的な勉学に非常な困難がともなう。
 - ・掲示をみることができないし、今の大学のシステム をみた場合、連絡がスムーズにいかない点が懸念さ れる。
 - ・大学では、教室間の移動がひんぱんであり、目の見 えないところから起こる事故が予想されるが、大学 としては学校内の安全が保証できない。

(以上は、盲人用の設備が必要であろうが、大学には それに対する予算的措置がないということに要約できよ う。)

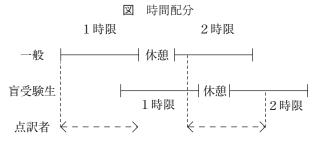
- 3. 理科系学部では、実験や演習があり、それらは視力 のないものにとって履修不可能である。(東京工大な どの単科大学が中心)
- 4. 卒業後の就職に関して、大学側としてはその斡旋に 責任をもてない。
- 5. 各期試験のやり方などに問題がある。

(これは、入学試験の時と同様にとりあつかうことにする。1. に含める。)

主な拒否理由は以上のようであるが、それぞれ順を追って検討してみよう。

A まず、1. の試験問題の点訳墨訳について

現行の入試は筆記試験であるが、この方法が完全無欠、 最高のものであるとは必ずしも言えない。客観性という 点からみれば問題はあるが、口頭試問でも実力の判定は 可能であるし、科目によっては口頭試問の方がより適切 な試験方法である場合もある。



現在の入試制度の歪みを考えるとき、ただ盲人だけでな く普通一般の晴眼者の入試においても、この口頭試問 による方法は検討されてしかるべきものであろう。盲人 の実力を真にはかるため、盲人に適切な試験を実施する (決してやすい試験にしてくれという意味ではない)と いう観点からも、口頭試問は積極的にとりいれていくべ きと考えられる。特に、盲人受験生の場合は、数が少な いこともあり、実施にそれほどの困難が伴うとは考えら れない。明治学院大学、青山学院大学他数校においては 口頭試問による選抜も行なわれているが、その場合、文 章力を見たいとなれば、必要に応じて点字による文章作 成を課することもできる。けれども、文章作成を課する にせよ、課さないにせよ、盲人だからといって厳しくし たり、あるいはやさしくしたりして差をつけることは正 しくない。はたして大学の勉学生活を十分こなしていけ るかどうか、ある程度客観的に評価できるものでなけれ ばならない。そうでなければ、あとで一番困るのは盲人 自身だからである。

- 一方、筆記試験のみの入試でも、解決の方法は十分考 えられる。
- 一例として、同志社の入試をみてみると、次のようで ある。
 - (イ)盲人受験生は別室で試験を受ける。
 - (ロ)一般の試験が開始されると同時に、第三者の点訳者2人が試験問題を半分ずつ分担して点訳する。
 - (ハ)点訳のすんだ部分から受験者に渡し、受験者は一般受験者と同じ制限時間で解いていく。したがって、1科目の終了時刻は若干遅れる。
 - (二)制限時間がすぎると、先の点訳者が普通の字(墨字)に直し(墨訳)、大学側の試験管に渡す。
 - (ホ)採点方法は一般受験生と同じである。

(注)

- (イ)別室で行なうのは、点訳者が参加しており、点字を打つとき音が出るからである。
- (ロ)同志社の場合は、受験者の出身盲学校の先生を大 学の費用で出張させている。
- 一方、受験者にとっては、不利な面がいくつかある。

その一つは、試験問題が一度に全部手渡されないので、自分の手のつけやすいところから解いていくということができない。また、点字を読むのに時間がかかり、点字で答案を作るのに も時間がかかるが、それは現在までどこの大学においても考慮されていない。(これについては、そこまで求めていたらとても受験させてくれないからしょうがないだろうという意見が多数ある。)

(ハ)京大のように、午前中に2科目試験を実施する場合、つぎの図式のようになり、1時限よりは盲学生にとってはやりやすくなる。

盲人の受験を認めている大学は、早稲田をはじめほとんどが、大筋はこの同志社の方式と同じである。

なお、第三者の立場に立つ試験問題の点訳者は、盲学校の先生がほとんどであるが、他には、東京に設置されている国立視力障害者センター内の全国視力障害者大学進学対策委員会ではその面での手伝いはするということを各大学に申し入れており、すでに、2・3の大学から依頼されたことがある。

また別に、第三者による点訳・墨訳は行なわずに、受験生に直接点字で書き写させ、そして点字の解答を本人に読ませながらそれを試験官が普通字に書きとるという方法も行なわれている。しかし、この方法は入試よりも前期あるいは後期といった定期試験の場合によく使われている。

このようにしてみてくると、入試問題の点訳・墨訳に 関して、その解決方法は十分あり、受験を拒否するほど 大きな問題とは考えられない。

B 点字では直線を引いたり、円を描いたりすることは 容易でなく、また、立体図形などの場合、4・5歳まで に失明した者にとっては、その概念を理解することはで きない。さらに、点字は表音文字であるため、漢文など は書き下し文でなければ表すことはできない。たしかに、 一般の受験生に出される試験問題の中には盲人には理解 できない、あるいはあまりに時間のかかりすぎるものが ある。けれども、漢文や立体幾何を専攻するのでない限 り、他の科目の問題を追求するなどの方法でその盲学生 の全体的な能力をつかむよう配慮されてしかるべきと思 われる。(同志社の場合は、漢字の読み、書きとりはで きなかったものとして、最初からその問題に配当された 点を満点からさし引いている)。盲人のための文字、そ の他の表現方法が改良されてくれば立体幾何や漢文など 普通人と変わらぬ認識ができるかも知れない。盲人にと って漢字が理解できないのは、盲人にその能力がないと いうのではなく、それを理解し表現する適当な手段がま だ考案されていないからだけのことである。

C 2のaについて

黒板の字が読めないというのは、これはどうしようもない。しかし、いままでのわれわれ自身の経験からすれば、教官が黒板に字を書くときはたいてい口でもそのこ

とばを言っているようであり、さして問題にするほどのことではないと思える。(盲学生自身もそのように言っている。) そして、メモ程度(ずっと長期間保存し何回も読み直すことのないようなもの)であれば、普通の点字用紙でなくても薄い紙に点字を打つことができ、音も他人に迷惑を及ぼすほどではない。スピードの問題についても、一時間の間、休みなく講義ノートを読み続けるという教官はほとんどいないし、スピードを云々する必要はない。十分ノートがとれる。スピードが問題となってくる場合は、大学の講義そのものに問題のある場合である。

D 2のb,cについて

最初述べたように、盲人を受け入れている大学、そしてまた、その他の多くの大学には点字関係のサークルがあり、点訳したり、あるいはテープに吹き込んだりして、教科書や参考図書はある程度用意することができる。さらに、ライトハウス、点字図書館その他の福祉法人が各地に設置されていて、そこからの援助も期待することができる。もちろん大学がいろいろな教材を十分用意しているにこしたことはないが、現在は望むべくもなく、盲学生自身が各々必要な措置を講じて何とか支障を少なくして日常の勉学に励んでいる。

もう一つ連絡のことであるが、学内にサークルがあればサークル員が責任をもって掲示を見て、必要なものを点字になおしてサークルBOX(でなくても、その盲学生の来るところ)に置いておくようにすれば、大学とその盲学生との連絡には支障はない。大学は個人主義の人間のみによって構成されているのではなく、協調あるいは助け合いの精神に富んだ者もたくさんいる。この理由をもって拒否するほど心配する必要はまったくない。 E この理由については、多言を要しない。だれでも一度は町中を一人杖をもって歩く盲人を見たであろう。

C、D, Eについては、盲人に関しての否定的な先入観が大きな壁となっているように思われる。各大学に学んでいる盲学生をみれば、それぞれ大学生として立派に通用している。確かに目の見えないというハンディキャップは大きいが、そのことにこだわることなく、みな明るい学園生活を送っているようである。かえって、一般の人々が目が見えないのだから・・・というように気をつかいすぎているように思えるのである。

ただ、点訳したりテープにふきこんでくれるところはわりあいたくさんあるが、全てが善意によるものではなく、いくらかの料金を支払わねばならない場合も多い。さらに点字器や点字用紙、テープレコーダなど、盲学生が勉学をつづけていくうえでなくてはならいものが多くあり、一般の学生に比べ、どうしても出費がかさんでしまう。大学として、特別の経費を計上しているところが現在1校もなく、資金面での援助は育英会でも特別な考慮を払うということはしていない。そのような事情から、進学を断念するといったケースも過去多数の件数が報告されている。さらに、一歩すすめて言えば、テープふきこみや点訳作業にしても小規模な機関で個別的に非能率

的に行なうのではなく、盲大学生が最低限必要とするようなものは、憲法・教育基本法の精神から言えば本来国が組織的制度的に保障すべきものである。もっとも、その精神が十分生かされた政策があるならば、一般大学の門戸を開放せよというような要求運動は起こらないと考えられるが、それにしても、やはりこういった障害者に対する公の援助はあまりに少ないと言わざるを得ない。ソ連には、全盲の大学教授が理科系文科系合わせて数人おり、アメリカのニュージャージー州では、盲大学生に対し、その必需品としてテープレコーダを貸与し、教科書をふきこんだりするserviceも行なっているなど、諸外国の例をみても、このことは疑いもない事実である。

F 3について

この問題は、盲人の学問的可能性に通ずるものであり、なかなかむつかしい。一口に盲人といっても、その失明年齢、生活経験の量的質的差異により、その認識能力には幅広い個人差がある。しかし、この問題も前述の漢文のように、目がみえないというハンディキャップを補う器具を製作・改良するといった技術面での進歩、あるいは必要最低限の人的援助などの環境面での改善により、現在は不可能とされている学問分野に進出することも可能となり、将来その範囲は広げられるであろう。ただ、数学方面では先進諸外国をみた場合、全盲の研究者で立派な業績をあげているものがかなりの数にのぼっており、理科系すべてがむつかしいということにはならないことが示されている。京都では、京都産業大学に一人全盲の人が在学している。

G 4について

たとえ大学を卒業したものであっても、目がみえないということで就職のとき差別され、したがって大学としても盲学生をしょいこむと非常な骨折りをしなければならないから受験は遠慮してほしいというとらえ方をしても、一応は無理もないと言えるかも知れない。しかし、大学において学ぶことと、職業とは本来切り離してかんがえられるべきものであろう。

大学を卒業するころには、主体的に自らが職業を選択する能力は身につけているであろうし、また、そうでなければ大学教育を十分受けてきたとは言いがたい。大学は、就職に関して最終的には盲学生にまかせるべきなのであるから、したがって、この問題もまた大学が盲受験生を拒否する正当な理由とはなり得ない。

以上みてきたように、盲人が大学を受験し、入学し、勉学を続けていくためには多くの困難を伴いはするが、しかしそれらは十分克服可能であり、大学側が盲人だからといってその受験、入学のねがいを阻む正当な理由は何ひとつみいだすことはできない。いやむしろ、国立や公立の大学は目の見えない人も能力に応じて高等教育を受けることを積極的に奨励すべきである。しかし、現在、盲人に門戸を開放している大学は国・公立では東京教育大学の特設教員養成部ただ一つのみである。そして、こういった状況から前述したような悪循環が生じているの

である。

このような状態を現出させている最も大きな原因は大 学当局の視力障害者に対するあやまった先入観、そして そこから生まれる偏見である。さらにその偏見は差別を つくりだす。このあたりの事情は先に紹介した関西学生 盲福祉推進連盟の調査で大阪大学が受験を認めない理由 として答えたことばによって十分に浮き彫りにされてい るように思われる。即ち、「少人数のために他人のペース、 講義のペースが乱れてはいけない | という答えであった。 教授会ではなく、おそらく事務職員の返事ではあろうが、 明らかに「やっかいものは切り捨てる」式の考えが底に 流れているのであって、日本国憲法第26条にうたわれた 「すべて国民は・・・その能力に応じてひとしく教育を 受ける権利を有する | という高遠な精神を否定している ものと言えよう。この返答のなかには、能力に「応じた」 教育というとらえ方を無意識のうちにとっているが、あ くまで「応じた」教育ではなく、「応じてひとしく」「教 育を受ける権利」をこそだれもがもっているのである。 そしてこの権利を否定することは何びとにも許されてい ない。義務教育就学率99.9%、世界一といわれる日本の、 その中にある国立大学の、盲学校生徒の受験を認めるか 否かの問いに対する答えがこれである。なにか大きな矛 盾を感じる。

しかしいずれにせよ、彼らがたとえ目はみえなくとも、 大学教育に十分対応し溶けこんでいけることは、現在及 び過去の大学在学者をみてみれば、それは明らかな事実 であり、大学は憲法・教育基本法等の精神に則り、盲人 に対しても広く門戸を開放すべきである。身体的にどの ような障害をもっている人であっても、その能力に応じ ていくらでも高等教育を受けられるような社会をめざ し、多くの人々とともに努力していきたいことを確認し てこの資料の締めくくりにしたいと思う。

以上

□□大学視力障害者福祉研究会 西 信高

昭和44年6月

こうした大学進学に関する問題は、学生の間にとどまらず徐々に広がりをみせていた。例えば、全日本視力障害者協議会⁷⁾では、1969年の活動方針の中に「大学の門戸開放と教育を受けやすい条件をととのえるよう要求します。」という文言を入れている。

ここに出てくる「関西学生盲福祉推進連盟」であるが、 これは当時関西の大学にある視覚障害者関係のサークル の連合体である。

その規約から、趣旨等を抜粋しておく。

まず規約の前文として、以下の文章がある。

今日盲人に対する教育及び社会保障の現状は決して十 分なものとはいえない。旧来からの盲教育の不徹底と盲 教育施設の不足は盲人の自立更正の道をさらに険しくし ている。元より盲人福祉の問題は盲人自身の手により解 決せねばならない。

近年、大学においてこの種のサークル活動の意義が認識され、その活動は遅々としてではあるが、着実な歩みを続けて来た。さらに我々は盲人の目となり杖となり、広く一般盲人に貢献すると同時に、共にすべての苦境を乗り越え本質的理解を深め、真に「よりよき社会」への進展を企図し、実現に努力せんとするものである。ここに肢分的活動をとってきた我々は、盲福祉推進・拡大運動のもとに団結し、相互の緊密なる連携のもとに盲人の自立更正の道を開かんとするを助力し、連盟の意義を広く社会へ訴え協力を期するものである。

そして、第2条の目的では、以下のように記されている。

本連盟は、規約前文の精神に則り、盲福祉理論の探求 及びそれに基づくところの活動を通して、盲人社会を健 全なる社会的・文化的生活に向上させることを目的とす る。又、その活動を通して会員相互の理解と親睦を深め、 且つ盲人意識を喚起するに努め、盲福祉のあり方をより 良き方向に改善する精神と能力を培養するものである。

ほぼ40年前の文章であるが、障害者の大学進学、修学に関連して、現在でも考慮すべき問題が多々提起されている。

大学に入学した後の問題に関しては、学生の自治組織との関連でサークルのことが取り上げられている。広島大学のALと共通するような考え方が展開されている。そしてまた、大学の姿勢が盲学校等関連の学校の在り様にも深く影響を及ぼすことが指摘されている。

また、関西学生盲福祉推進連盟のことが言及されている。島根大学のような近辺に日常的に交流できる大学がない地方大学にとって重視すべきことであるが、大学間の交流の問題がある。20歳前後の時期を過ごしている大学生にとって、他の大学の学生との日常的な接触は、その視野を広げる意味からしてきわめて重要な活動である。

そして、すでに憲法・教育基本法を引用して、障害者の権利としての高等教育が明確に謳われている。

ここで筆を擱くこととするが、今後の障害者にとって の大学教育を考えていくうえで示唆に富む文献となって いることをあらためて感じているところである。

注及び参考文献

1) 2001年5月30·31日開催の第57回中国・四国地区大 学教育研究会第3部会(障害学生修学支援)におけ る報告は、以下のとおり。(同研究会プログラム P.6) 岡田菜穂子;広島大学における障害学生修学支援に ついて.

山本幹雄;アクセシビリティリーダー育成プログラムについて.

- 小川勤;山口大学における「障がい学生修学支援」 の取組と課題.
- 2) 2002年に改訂版が出ている。又、障害に関しての分類では、おなじくWHOによるICD-10 (国際疾病分類) も参照される頻度が高くなっている。
- 3)以下は、その成果の一例である。 島根県社会福祉事業団 (1996);信頼と共感の輪の 中で一重い障害をもつ人たちの発達援助をめぐっ て、島根県社会福祉事業団.
- 4) 経済協力開発機構 (OECD) の調査結果、2008年9 月9日発表。加盟国の教育予算の国内総生産(GDP) に占める割合(05年時点)について、日本は前年比0.1 ポイント減の3.4%で、データが比較可能な加盟国28

- か国中、最下位。28か国の平均は5.0%。
- 5) 文部省 (1947); あたらしい憲法のはなし, 実業教 科書株式会社.
- 6) ここに引用した数値は、以下に掲載されている1968 年11月17日付けの報告書「盲人の大学門戸開放運動 (関西学生盲福祉推進連盟調査研究局)」による。こ の調査は、1968年7月から8月にかけて実施された。 関西学生盲福祉推進連盟機関誌『視界』第5号、p. 20-30, 1969.
- 7) 全日本視力障害者協議会,討議資料「視力障害者の あかるい未来のために-全視協第3回大会議案-」, 1969.